

# 大統領の SNS アカウントは パブリック・フォーラムか？

— ネットワーク 請願権の可能性を探る —

水谷瑛嗣郎

# 大統領のSNS アカウントは パブリック・フォーラムか？

——ネットワーク請願権の可能性を探る——

水谷瑛嗣郎



## ▶ 1 はじめに—公職者による SNS の利活用と言論空間の構造転換

現代において政府、そして公職者が広報活動をおこなうフィールドは、テレビや新聞といった既存メディアから、インターネットを通じたソーシャルメディア、特に SNS (social networking service) へシフトしつつある。情報通信白書平成 30 年度版の定義を借り受けるなら、ソーシャルメディアは「ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア」を指している<sup>1</sup>。ここからも明らかなおおり、SNS は、ソーシャルメディアの一形態という位置づけになる。そして後述する Packingham 判決の中でアメリカの連邦最高裁が言及しているように、本稿でいう SNS の具体例に Facebook, LinkedIn, Twitter などが含まれることは明らかであるといつてよい。ところで、公職者 (パブリック・オフィシャル。ここには大統領・知事といった公的立場についての政治家や、内閣他の公的な政治機関も含めて考えている) による SNS の利活用の狙いはなんだろうか。

知事時代、そしてその後において Twitter をうまく駆使してきたある政治家の一人は、次のように雑誌のインタビューに応じている。「しかし使っていくにつれ、ツイッターのメリットがわかってきた。メディアを通じてのメッセージは、ほぼ編集されてしまうものだが、メディアによる編集抜きにダイレクトにメッセージを発信できるのは本当にありがたい。また、メディアの報じ方がおかしかったり、誤解を招くような切り取り方をされたりしても、すぐにツイッターで指摘できる。<sup>2</sup>」

これは、公職者が SNS を重視するその本質を、単純ながらも的確にとらえた指摘に見える。これまで公職者は、否応がなしにマスメディアを通じてでしか、有権者・国民への情報発信を行うことができなかった。情報発信の媒体を、マスメディアが事実上独占していたからである。そうした事実上の権力関係から、政治アクターとマスメディアは時に互いを付度しあい、時に対抗しながら関係性を形成してきた。しかしその関係性は、インターネットの登場・普及とともに終焉を迎える。自らが自由に利活用できる情報発信媒体の存在と、しかも内容を「他者」によって編集されないという強みは、多くの公職者にとって大きな利点のひとつであったことは疑いない。トランプ大統領もこうした視点で Twitter などの SNS を多用している側面がある。このような昨今の公職者の動きを憲法学、そしてメディア法の視点から検討するうえで、本稿では、近時アメリカにおいて下された公職者による SNS 利用に関係する興味深い判決を取り上げたい。

## ▶ 2 SNS とパブリック・フォーラム論

### (1) 前提—パブリック・フォーラム論

さて本題に移る前にここで本稿が取り上げる判決で示される「パブリック・フォーラム」論について若干の整理を行っておきたい。パブリック・フォーラム論はアメリカの修正一条法理の中でも、非常に有名なものであり、これは言論活動を行う「場」に着目した理論である。まずいくら言論の自由が保障されていたとしても、その自由を行使するための「場」が用意されていなければ、それら自由は意味をなさない。通常、こうした「場」は、私的・公的な管理権（所有権）が発生しており、管理者にとって不快な言論者を、管理権を盾に排除することがありうる。パブリック・フォーラム論はそうした管理権（特に、公的なもの）に対抗するための判例法理である。

その内容は、Perry Education Ass'n v. Perry Local Educators' Ass'n 連邦最高裁判決で示された通り、大きく分けて3つ+  $\alpha$  に区分される<sup>3</sup>。まず伝統的パブリック・フォーラムは、道路や公園に代表されるように、(記憶にないほどはるか昔から) 伝統的に公衆のために利用されてきた場を表している。そこでは内容規制、特に見解差別については厳格審査が適用され、原則として禁止される。他方で、指定的パブリック・フォーラムは、公立劇場などが典型例としてあがるように、政府が言論活動を主目的とするパブリック・フォーラムとして意図的に指定し、開放した「場」である。この場合、設置・維持については政府の裁量となるが、一度設置して維持し続けている以上は、伝統的パブリック・フォーラムと同じように扱われる(またその中でも特定の目的や主題等のために利用を限定した限定的パブリック・フォーラムも存在する)。これ以外に、上記二つに該当しないとされた場(典型例としては刑務所や軍事施設)は、非パブリック・フォーラムと呼ばれ、見解差別以外の規制は合理的な範囲で許容されることになる<sup>4</sup>。

これに加えて、パブリック・フォーラム法理が、政府が自らを代弁している場合には適用されないという政府言論の法理がある<sup>5</sup>。ここでは、①政府が当該言論を政府のメッセージを伝達するために使用したか、②当該言論が政府と密接に同一のもの、社会通念上(in the public mind)、把握されているかどうか、③政府が当該言論を直接的に管理できるかによって判断されることになる<sup>6</sup>。

### (2) トランプ大統領に Ban された !!

さて、以上のようにパブリック・フォーラム論を整理したうえで、いよいよ本題たる判決の検討に移りたい。

Knight First Amendment Inst. at Columbia Univ. v. Trump<sup>7</sup> 事件は、2017年6月11日、Knight Institute (正式名称: the Knight First Amendment Institute at Columbia University) および14名の原告団が、ドナルド・トランプ大統領と、当時彼の報道官であったシーン・スパイサー (Sean Spicer)、そしてソーシャルメディア担当官であったダニエル・スカヴィーノ (Daniel Scavino) を、ニューヨーク南部地区連邦地裁に提訴したところからはじまる。これら14名の原告団は、いずれもトランプ大統領が利用するTwitter アカウント @realDonaldTrump において批判的コメントを返信 (リプライ) したところ、当該アカウントから「ブロック」され、さらにその措置によって、Knight Institute は、ブロックされた原告らのアカウントからトランプ大統領に返信した内容を見ることが妨げられたとして、修正一条上の権利侵害を主張したのである。

### (3) 地裁判決の判旨

Naomi Reice Buchwald 裁判官による判決は、まず Twitter というソーシャルメディアの特徴を描き出すところから始めている。なかでも Twitter の最大の特徴を、他者のメッセージを再投稿 (repost) したり、応答 (respond) したり、さらにはそうしたメッセージとの関連でその他の Twitter ユーザーと相互交流 (interact) するユーザーのアビリティにあると指摘する<sup>8</sup>。

その主な機能として、Twitter には、単につぶやきを投稿するのみならず、他のユーザーの投稿を自分のツイートに引用する「リツイート (retweet)」、他のユーザーの投稿に返信をする「リプライ (reply)」、他のユーザーの投稿に「お気に入り (favorite)」や「いいね (like)」を付けることができ、さらには、他のユーザーの Twitter ハンドルをツイートに含めることで他のユーザーに「メンション (mention)」をつけることもできる (メンションされたユーザーには「通知 (notification)」がなされる)。またユーザーがリプライしたのもツイートになるため、さらにそれをリプライしたりすることも可能であり、こうしたリプライに対するリプライは「コメントスレッド」と呼ばれ、この点こそが、まさに Twitter が「ソーシャル」メディアプラットフォームと呼ばれる所以になっている。そうしたコメントスレッドは、複数のユーザーグループ間での「会話 (conversations)」を反映したものになっている<sup>9</sup>。

さらに、こうしたユーザーに相互交流を行う手段を提供する一方で、Twitter は、ユーザーに相互交流を制限する手段も与えている。それが、本判決における重要な区別となる、「ブロック」と「ミュート」である。

「ブロック」の場合、ブロックをされたユーザーは、ブロックしたユーザーのツイートを表示したり、リプライする機能を制限されてしまう。さらにブロックされたユーザーがブロックしたユーザーをフォローしたり、アカウントページにアクセスしたりすると、ブロックされている旨のメッセージが表示されることになる。また、ブロックをしたユーザーにも、ブロックされたユーザーのツイートは表示されなくなってしまう。他方で、ブロックされたユーザーが、ブロックしたユーザーとのコミュニケーション手段をすべて喪失するわけではなく、例えばブロックしたユーザーをメンションすることは可能である (ただし、その場合、ブロックしたユーザーにはメンションの通知は送られない)。

対して「ミュート」の方は、自分のタイムライン上から、あるアカウントのツイートを、フォローを解除したりブロックしたりすることなく削除できるものになる。こちらの場合、ミュートされたユーザーは、自分がミュートされていることに気が付かない (通知が送られない) し、普段通り、ミュートしたユーザーのツイートなどを見たりすることができる。またミュートしたユーザーにミュートされたユーザーはリプライすることができるが、そのリプライは通常では表示されない。ミュートしたユーザーがミュートされたユーザーをフォローしている場合には、ミュートしたユーザーが通知タブや会話をクリックすれば表示される (フォローをしていない場合はこれら进行操作してもリプライは表示されない)<sup>10</sup>。

以上のような Twitter の諸機能を踏まえたうえで、判決は、問題となっている @realDonaldTrump のアカウントについて言及する。まず当該アカウントがトランプ自身により設置されたのは、2009 年の 3 月で大統領就任以前のことである。2017 年の 1 月に大統領に就任してからは、自身の政権について国民と相互交流するためのチャンネルとして当該アカウントは利用されており、また政府の公務に直接関連しない問題についても、随時、当該アカウントを用いられている。この点、当該アカウントは、一般の誰もがサインインせずとも閲覧することができ、また誰もがフォローをする事ができる。トランプ自身、自分のツイートにリプライする人々の言論を形式や主題によって制限することを目的

とした規則や声明をいっさい出していない<sup>11</sup>。

さらに判決は、大統領就任以来、当該アカウントが、本件の被告人の一人であり、ホワイトハウスのソーシャルメディア担当官であるダニエル・スカヴィーノの支援のもとで運営されていることを指摘し、その下で、大統領は当該アカウントで1日に複数回、彼の政策方針を公表・説明したり、公式決定を発表したり、自身の政権に対する報道が不公平であるなどといったマスメディアへの不平不満をツイートしていることを取り上げる。その中には、クリストファー・レイ（Christopher Wray）をFBI長官に任命したことを始めとし、政府の公務に関する事項を一般に公表するためにも使われていることも含まれている。

加えて興味深いことに、NARA（国立公文書記録管理庁）が、当該アカウントにおける大統領のツイートをPRA（大統領記録法）に基づき保存されなければならない公式記録であると指摘している点を取り上げられている。またダニエル・スカヴィーノによる支援には、ツイートの起草や投稿も含まれており、さらに同氏は個人をブロックまたはブロック解除するのに必要なアクセスを含めて、同アカウントに対するアクセス権を有していることが指摘される<sup>12</sup>。

こうした諸々の事実関係を整理したうえで、裁判所は個々の原告とKnight Instituteが、大統領およびScavinoに対する原告適格（standing to sue）を満たしていると結論付けたうえで、修正一条問題に取り掛かる<sup>13</sup>。

そこでは、まず①当該言論活動が修正一条上保護されているかどうか、②想定されるフォーラムがフォーラム分析を受け入れる余地があるかどうか、③どの種類のフォーラムに該当するかという主として三つのステップが踏まれなければならないとされる<sup>14</sup>。

まず①の点について、原告らが行ったものは、まぎれもなく政治的言論であり、さらに猥褻、名誉毀損のような明確に定義されて、綿密に狭く限定された言論のクラスに該当するという証拠もない。そのため、原告らの当該言論活動は修正一条で保護されているといえる<sup>15</sup>。

次に②フォーラム法理の適用可能性についてであるが、それにはまず、当該スペースは政府によって所有または管理されて（owned or controlled by the government）いなければならない、さらにスペースの目的、構造および意図された用途と一致していなければならない。この点から、当該アカウントの全体がフォーラム分析の対象とはならず、原告も当該アカウント全体へのアクセスを望んでいるわけではないことが示される<sup>16</sup>。そのうえで、政府が所有または管理しているかという点についていえば、確かにTwitterは政府所有ではないプライベート企業であるが、他方で大統領とスカヴィーノは@realDonaldTrumpアカウントに関してさまざまな側面で管理を行っている。そして、当該アカウントのツイートの内容がPRAに基づいた公式記録として保存される等といった諸点からすれば、それはやはり当該アカウントの管理権が政府のものであることを示している。つまるところ、大統領は、当該アカウントを個人のものというより大統領のアカウントとして表示しており、さらに大統領のみが行える行動を当該アカウントで実行している<sup>17</sup>。次に、スペースの目的、構造および意図された用途との一致に関しては、当該アカウントの全体ではなく、3つの側面（ツイートの内容、当該アカウントのツイートで構成されるタイムライン、および各ツイートの「相互交流的な空間（the interactive space）」）をそれぞれ評価していく<sup>18</sup>。パブリック・フォーラム論が適用されない典型として政府言論（government speech）があるが、この点に基づくと、当該アカウントによって送信されたツイートの内容は、単に大統領または他の政府関係者による言論であり、同様に当該アカウントによって生成されたすべてのツイートを表示するタイムラインはフォーラム分析を受け入れない。しかし、大統領によるツイートそれぞれに関連した相互交流的な空間

は、政府言論には該当せず、先例に照らせば、当該空間は適切にフォーラムとして分析がなされることになる<sup>19</sup>。

最後に、③パブリック・フォーラムのどの類型に該当するかという点について、分類のフレームワークを当てはめるなら、まず歴史的監修の存在しない Twitter 上の相互交流的な空間は、伝統的パブリック・フォーラムではないことが明らかである。他方で、当該アカウントは、ブロックされていない限り、誰でも見ることができ、大統領のツイートにリプライまたはリツイートすることで相互交流的な空間に参加することができる点を考慮するならば、それが指定的パブリック・フォーラムであることがわかる<sup>20</sup>。

そのうえで、裁判所は、個々の原告に対する当該アカウントからの「ブロック」が、指定的パブリック・フォーラムのもとで許容されるかどうかを検討するために、見解差別 (viewpoint discrimination) 審査を行っている。そこでは、個々の原告が大統領自身や彼の政策方針を批判したツイートを投稿した直後にブロックされたと主張し、被告もそれを否定していないという記録に照らし合わせるならば、明らかに見解に基づいた差別の結果としてブロックを行っていることがわかる<sup>21</sup>。

これに対し、被告側は、大統領自身が個人的な修正一条上の利益から、個々の原告に関与しない権利 (= 無視する権利) を有しており、ブロッキングは許容されると主張する。この被告側の主張を検討するにあたり、裁判所は、非常に重要なことに Twitter の「ブロック」機能と「ミュート」機能の違いに言及している。ミュートの場合、たとえリプライが最終的に無視されたとしても、ミュートされたユーザーは、ミュートしたユーザーに直接リプライを送ることができる。ところが、「ブロック」の場合、ブロックされたユーザーが、ブロックしたユーザーのツイートを閲覧するまたはリプライすることを完全に制限してしまう。このようにブロックされたユーザーが直接リプライする機能を排除してしまう点は、単にブロックされたユーザーを無視すること以上のものである。大統領の個人的な修正一条上の権利はもちろん重要であるが、それは、大統領に批判的な人々の対応する修正一条上の権利を侵害するような方法で行使することはできないのである<sup>22</sup>。

以上のような本判決をまとめると、次のようになる。

- ① @realDonaldTrump のアカウントのうち、各ツイートの相互交流的な空間 (the interactive space) については、指定的パブリック・フォーラムに該当する。そのため、見解差別 (viewpoint discrimination) は禁止される。
- ② 本件の「ブロック」は、明らかに見解に基づいた差別である。
- ③ 大統領が「ブロック」機能を用いて原告側を無視する権利があるとするが、それは「ミュート」の範囲に限られる。「ブロック」は単なる無視以上のものであり、排除である。

以上に基づいて、連邦地裁は、原告側の修正一条違反の主張を認める判決を下している<sup>23</sup>。

### ▶ 3 ネットワーク請願権の登場？

#### (1) 判決の意義

さて、先述のパブリック・フォーラム論の分類を前提とするならば、通常、インターネットそのもの、または SNS そのものをパブリック・フォーラムとみなすことは困難である。そもそも (アメリカの判例法理である) パブリック・フォーラムの最も重要な点は、政府による公的な場であり、単なる私有地ではないこと<sup>24</sup>とするならば、インターネットそのもの、または SNS そのものをパブリック・フォーラムとして扱うことは妥当ではないように思われる。もっとも、インターネットの帯びるその公共的な側面と、もと

もとインターネットが政府により開発されたことを理由にパブリック・フォーラムとして認める議論もなくはない<sup>25</sup>。

しかしながら、①インターネットはよく「場」として表象されるものの、それは仮想的なものにすぎず、「物理的な場所」ではないし、②さらに確かにインターネットの起源は国防総省技術研究所における ARPANET にさかのぼることができるが、もともと各大学間をつなぐ研究用ネットワークの側面も強くあったし、結果的にその商用化が始まって以降、私企業群によって整備・発展してきた。そのうえで現在、インターネットの管理は、各私企業にイニシアチブが存在するという反論はあり得る。

ただし①に対しては、もともとアメリカにおいて「パブリック・フォーラム」論はその発祥こそ物理的な「場」に依拠していたが、高度に抽象的な (metaphysical) パブリック・フォーラムを判例も認めて<sup>26</sup> おり、(日本と対照的に)「物理的な場」に限定されるわけではないという再反論は可能である。さらに②についても、SNS そのものについてパブリック・フォーラムとして扱うことは許されなくとも、政府・公務員のユーザー・アカウントは、コントロールすることが可能であり、こうしたものに限定しさえすれば同論を用いることは可能である。現に Knight Institute 判決も、SNS の政府・公務員のユーザー・アカウントのうちの一部(「相互交流的な空間」)に絞って、パブリック・フォーラム論を慎重に適用しているところである。また Knight Institute 判決以外の同様の訴訟においても、裁判所は州検察官 (Commonwealth's attorney) の Facebook アカウントについて、Loudoun County's Social Media Comments Policy に準拠していること等を理由として、限定的パブリック・フォーラムに認定しているところである<sup>27</sup>。このパブリック・フォーラム論の公職者の SNS への適用範囲の観点から、本判決が示した意義は非常に大きいと評価できる。

## (2) 判決の下地

加えて、本判決の下地をつくったと考えられるのが、Packingham v. North Carolina 連邦最高裁判決<sup>28</sup>である。この判決は、Knight Institute 判決の中でも引用 (at 574, 575) されているところである。この判決で問題となったのは、2008年に制定された登録性犯罪者 (registered sex offenders) が Facebook などの SNS にアクセスすることを禁じたノースカロライナ州法であった。被告のレスター・パッキングム (Lester Packingham) は、同法違反に問われて大陪審に起訴されたのだが、同法が修正一条違反であると主張したのである。裁量上訴を認めた連邦最高裁は、8対0で同法を修正一条に基づき違憲と判断した。ケネディ判事の筆による同判決はまず重要なこととして、すべての人が話し、聴き、そして熟考した後、再び話し、聴くことのできる「場へのアクセス (access to places)」こそが、「修正一条の基本的原理 (A fundamental principle of the First Amendment)」であるとする<sup>29</sup>。そのうえで、今日そうしたコミュニケーションを行う場としてかかせないものとして SNS を位置づけ、それぞれ次のように評価する。まずユーザーが宗教や政治について友人と議論すること等ができるものとして Facebook を、ユーザーが仕事を探したり、従業員を募集したりするものとして LinkedIn を、そして(本稿にとって非常に重要なことに)有権者が自分たちの代表者に「請願 (petition)」したり、より直接的な方法で「関与 (engage)」することのできるものとして Twitter を挙げているのである<sup>30</sup>。

加えて連邦最高裁は、SNS が、「ユーザーに対して、情報にアクセスしたり、頭に思い浮かぶかもしれないあらゆる主題について、ユーザー同士が互いにコミュニケーションすることを可能にするものである」<sup>31</sup>と指摘したうえで、州が登録性犯罪者が SNS にアクセスすることを禁じたことで、「現代のパブリックスクエア (the modern public square) にお

いて、今起こっている出来事を知り、従業員募集の広告をチェックし、話したり、聞いたりする主要な情報源」へのアクセスを禁じてしまっていると批判している<sup>32</sup>。

要するにこの判決は、修正一条によって、たとえ性犯罪の前科者であったとしても、SNSにアクセスする権利が保障されており、州法によって政府がアクセスを禁じるには重要な政府利益とそれを達成するための綿密に調整された手段が必要であると判示したのである。そして、きわめて重要なことにそうした言論活動の「場」としてのSNSを「現代のパブリックスクエア (the modern public square)」として位置付けた。

この論理は、パブリック・フォーラム論と同義ではないが、明らかに類推したものであり、その効果はPackingham判決を見る限り、一般公衆に対する技術利用権、よりかみ砕いていえば「ネットワークにつながる自由」を保障したものと考えられる<sup>33</sup>。この点、Clay Calvertは、Packingham判決のケネディの言明が、Knight Institute事件で争われているような、政府言論の文脈で「政府関係者のソーシャルメディアアカウントにアクセスする権利の地盤を築いた」ことを指摘し、その「論理的な橋渡し (logically bridged)」を行ったとしている<sup>34</sup>。

### (3) ネットワークを通じた請願権として再構成？

それでは、上記を踏まえたうえで本判決が認めた権利とはどのようなものだったのか、評価してみたい。この点を考えるうえで重要となるのが、公職者によるSNSの利活用が、現代においてどのような問題を引き起こすかという視点である。社会学者の西田亮介は、現代における政治が理性や合理性に基づいた討議ではなく、より有権者の直観に訴える「イメージ政治」へと変化してきていることを指摘する。そこでは、政治家は、マニフェストをはじめとする政策論議ではなく、自らや自らの党派にとってプラスになる「イメージ」を有権者集団に根付かせることを目指すことになる。西田によれば、この手法を画期的に用いたのが現在の第二次安倍政権である（西田はそれを「統治のイメージ政治」と呼ぶ）が、それは何も政権・与党側のみならず、それに対抗する党派（典型例としてSEALDsが挙げられる）も同じような手法を駆使しつつある（「抵抗のイメージ政治」<sup>35</sup>）。こうした「イメージ政治」の展開は、マスメディアのスクリーニングを通さない、ソーシャルメディア経由でこそよく機能すると考えられる。

また我々がより警戒しておかなければならないのは、こうしたデジタル技術を駆使した「イメージ政治」が、現代のビッグデータやAI技術と結びつき、より高度に「精緻化」されていくことが予測されるという点である。いわゆる「マイクロターゲティング広告」の政治広告バージョンであるが、本稿が取り上げるトランプ大統領は、大統領選の時期からこうした技術を非常に巧妙に駆使している。それがわかるのが、「プロジェクト・アラモ」(あのケンブリッジ・アナリティカからもスタッフが送り込まれている)と呼ばれるトランプの大統領選において選挙運動のデジタルプランを担当したチームの存在である<sup>36</sup>。たとえばケンブリッジ・アナリティカがこのプロジェクトでデータからはじき出したものには、国産車(例えばフォード)を選ぶ人は潜在的にトランプの支持者であり、「説得可能である」というモデルがある<sup>37</sup>。これは何もトランプ大統領のみが駆使している技術ではない。こうしたマイクロ・ターゲティングと呼ばれる政治広報の手法<sup>38</sup>は、オバマも大統領選時に用いている。彼の選挙対策本部「Cave」が、ビッグデータ・AI技術を用いて、西海岸で40代の女性を政治資金パーティに呼び込むためのゲストとして、ジョージ・クルーニーが最適であることを割り出した<sup>39</sup>。このように、AI技術による精緻な「プロファイリング」技術が選挙運動などにおける「イメージ政治」戦略に用いられ、今後もさらに精緻に、そして緻密に行われていくことが考えられる。

そのうえで、SNS上でのメッセージ展開も注目される。興味深いことに、先の「プロ

ジェクト・アラモ」は、トランプの SNS 運用にも深く関与していたとされる。同プロジェクトのテリーザ・ホンが、『操られる民主主義』の中で著者ジェイミー・パートレットとのインタビューに際し、次のように述べている点が興味深い<sup>40</sup>。

「フェイスブックのミスター・トランプの投稿は、ほとんど私が書いたのよ」  
(略)

「どうやれば、ドナルド・トランプのような人間になりきれませんか」と問い返した。

「そうね、『私を信じてほしい (ビリーブ・ミー)』『おまけに (オルソー)』『とても (ベリー)』という言葉を繰り返すこと (略)。ミスター・トランプはこの手のものを書かせたら最高よ。本当にわくわくする文章だわ。やっぱり、本物は違うわね」。

本判決においても、トランプ大統領だけでなく、被告の中にソーシャルメディア担当官であるスカヴィーノ氏が含まれている点は上記のような問題点をよりいっそうあぶりだすことになるだろう。もっとも、これまでも、政治広報合戦はさまざまな方法を用い、メディアを通じて行われてきた<sup>41</sup>。しかし①現代においてはビッグデータ・AIの利用(特に「プロファイリング」技術)により、これまでにないほどの「精緻」さと「誘導力(動員力)」をもって行われ、②既存メディアのみならず SNSなどを介してダイレクトに「国民(有権者)」に対して行われるようになったことで、プレス監視・スクリーニング機能が働かない点に、より深刻さがある。そして、こうした高度な「政治マーケティング」は、選挙権の行使についての正統性に疑いを生じさせる<sup>42</sup>ほか、ひいては民主政治システムそのものの正統性をも揺らがせる恐れがある<sup>43</sup>。

この点、Twitterにおける公職者に対する「リプライ」を合衆国憲法修正1条の「請願権」の行使(=ネットワークを通じた請願権)として捉えなおす方向性はありうるかもしれない。「パブリック・フォーラム」論の元来の趣旨は、政府管理下にある「場」をコミュニケーション活動として「利用する権利」であった。しかし本判決が認めたものは、単なる「場の利用権」を超えた、ネットワークを通じて公職者(トランプ)に直接的に苦情を訴える、または直接的に関与する権利(ネットワーク請願権?)に他ならない。2017年にメリーランド州のACLU等が同州の知事に対して提起した訴訟<sup>44</sup>に関し、ACLU側の法務責任者(legal director)が、修正一条の目的として、政治的言論活動と並び、「彼らの概念に取り組むよう政府に対して請願(petition)すること」を挙げている<sup>45</sup>。またPakingham判決の中でも、最高裁が、有権者が自分たちの代表者に「請願(petition)」したり、より直接的な方法で「関与(engage)」することのできるものとしてTwitterを挙げている。

もちろんアメリカにおける「請願権」の射程と効果についての検討を行う必要はあるし、本判決で認められた範囲でいえば、トランプ大統領は、そうした「請願」を無視することもできる(判決では「ミュート」については認められている)。とはいえ、SNSの公職者アカウントにおける上記諸点を踏まえるならば、本判決が従来のパブリック・フォーラム論を軸に認めたデジタル請願権は、英国やその他の国で実装されている電子請願制度<sup>46</sup>とは異なった、いわば公職者による「政治マーケティング」に対する直接的なカウンターを行うものとしての効果が見込まれる点で非常に画期的ともいえるだろう。

## ▶ 4 SNSとネットワーク請願権

### (1) 諸刃の剣

ただし本判決が認めた権利には「諸刃の剣」の側面がある。まず、政府・公職者が形成し、管理している言論フィールドを、他のユーザーが執拗に投稿を繰り返すことによって

「ハイジャック（乗っ取り）」してしまうことはありうるし、そうした「ハイジャック」をする権利が憲法（修正一条）上、正当化されるのかという点も考慮に入れなければならないのではないかという点が指摘されている<sup>47</sup>。もちろん、判決の中でも検討されているように、表現の自由の保護範囲を超える「違法」なもの（過度な猥褻表現や名誉毀損）に対しては、排除することも認められるであろうが、この点、留意しておかなければならないのは、物理的なフィールドにおける場合に比して、こうした仮想的なパブリック・フォーラムを「炎上」させることは実にたやすいという点である。最近の研究では、ネットを炎上させるきっかけを作っているのはごく少数者であり、一部の僅かな者の「火つけ」で容易に討議不能な「炎上」状態を形成できることが示唆されている<sup>48</sup>。こうした政府・公職者の形成する言論フィールドを、政府・公職者らが管理できないことによって、逆にパブリック・フォーラムの本来の趣旨（みんなによる「熟議」）に反した状態に陥る危険性をどのように考えるべきだろうか。

加えて、パブリック・フォーラム論の対象となる公職者のアカウントの対象は、どこまで及ぶのかが気になる点である。例えば、我が国においては、首相（官邸アカウントも含む）や大臣、知事のアカウントがこれに含まれるとして、では与野党の国会議員のアカウントはどうだろうか？ 与野党問わず国会議員はその中に十分に入りうるだろうか。これ以外にもたとえば、現役の裁判官のアカウントはどうだろうか？ これら対象が際限なく広がっていった場合、上記と併せて考えるなら、そうした対象は、自らに執拗な批判を送ってくるユーザーを排除するソーシャルメディアの機能（＝執拗な敵対的ユーザーを排除する権利）を制限されることになる。

もっとも、本判決は、パブリック・フォーラム論の適用対象となる「公職者」のアカウントかどうか、さらにいえば公的なアカウントか私的な（個人的な）アカウントかどうかについて、その運営実態を含めてより総合的に判断しているように思われる。そこでは、実際にどのような内容が喧かれていたかや、運営に（ダニエル・スカヴィーノ氏はまさにそれであるが）政府「機関」として関与があったかどうか、はては公文書として保存されるべきものかどうかといった観点が入り入れられている。これらの点を踏まえると、単なる政治家や公務員のアカウントに対して、本判決と同様のあてはめが行われるかどうかについてより慎重に検討されるべきところである。

## (2) もう一つの隠れたアクター

またそもそも論として、この問題を SNS 上でのブロックする公職者 VS ブロックされるユーザーというような二者対立構造でとらえると、（この判決の射程範囲を超える論点ではあるが）もう一つの重要なアクターを見逃してしまう点に注意が必要と考える。それは、「媒介者」<sup>49</sup>としての SNS 企業の存在である。現代において言論空間のアーキテクチャは、SNS 企業に属するエンジニア集団によって「デザイン」されている。具体的にいえば、Twitter の文字数制限も、UI も、ブロックやミュートといった諸機能も、そして、個々のユーザーのタイムラインに表示されるツイートの優先順位も、すべて政府ではなく、Twitter 社によって「デザイン」されている。

いわば、トランプ大統領は（そしてユーザーも）、Twitter 社の提供する仮想的な「場」の片隅を間借りし、そのうえでコミュニケーションをしているに過ぎない。ここから例えばであるが、トランプ大統領が見解に基づいて特定のアカウントを自身のアカウントから「ブロック」ということをやめ、自身のアカウントに攻撃的な敵対アカウントをブロックする（あるいはアカウント停止状態にする）ことを Twitter 社に依頼した場合はどうなるだろうか<sup>50</sup>。おそらく、アカウント停止されたユーザーにとっては、トランプ大統領に「ブロック」されるのと同様またはそれ以上のダメージを受けることになる。しか

し、(一部州は除き)合衆国憲法修正一条の名宛人は、あくまで「政府」であり、Twitter社は当然のことながら「政府」には該当しない。Twitter社が、トランプに代わってアカウントを「ブロック」する措置をとったとしても、それは修正一条上の問題をそもそも生じさせないことになる。もちろん、上記の例では、実際のところ、トランプ大統領側からの請求にTwitter社が応じる義務もまたなく、さらにTwitter社は、自己のメディアポリシーに従って、当該アカウントがメディアポリシーに反しているかどうかを自律的にチェックしてブロック(またはアカウント停止措置)を決定することになるだろう。しかしながら、いったんTwitter社が敵対アカウントを停止状態にするなどの措置を行った場合、その処分を受けた側がそれに反論・回復するための手続きがどれほど形成されているだろうか。それは、今回の訴訟と同じ程度に保障されているといえるだろうか？

さらに、Knight Institute判決では、実際にトランプからブロックをされた原告らが注目を集めるが、その特異な立ち位置として、Knight Instituteにも注意を払うべきだろう。彼らは、原告らがトランプにブロックされたことで、トランプのツイートにリプライをしたやりとりを読むことができなくなったという主張をしている。これはあえて日本的な言い方をすれば、「知る権利」を侵害されているという主張といえるかもしれない。

この点、先ほどの判例解説では飛ばしてしまったが、裁判所はKnight InstituteのStandingについて検討している。一般的に、アメリカにおけるStandingには、憲法上、3つの要件がある。すなわち、①事実上の損害、②因果関係、③適切な救済である。この点で、裁判所は、Knight Instituteの事実上の侵害を認定したうえで、それらの原因がトランプらの行為にあると考えている<sup>51</sup>。もともと物理的な場を意識していた際の、こうした討論をしている二者のやり取りを見守る「観客(=他者)」の知る権利も踏まえて、パブリック・フォーラム論が構成されていたと考えると、もともとパブリック・フォーラム論には、そこで行われる討論に触れる「他者」の視線も組み込まれていたと考えられる。そうした「観客」としての「知る権利」という点で考えてみると、権利を妨げることができるのは、実はトランプら(ブロックする公職者)だけではない。むしろ、SNSのアルゴリズムによるフィードの表示選別もまた、相互交流的なやり取りを観客に「見えなくさせている」要因の一つである。もちろんTwitterも、タイムライン上に表示される優先度を自社のアルゴリズムによって決定している<sup>52</sup>。

以上のように、デジタル領域における新たな権利創出は重要な課題ではあるが、他方でこの領域がそもそも、プラットフォーム企業の「掌(アーキテクチャ)の上」であることは意識せざるを得ない。オンライン・プラットフォームのアーキテクチャは確かに私たちに「自由」を与える反面、その領域内では最初からユーザーの行為可能性の限界を「設定」してしまう。こうした領域に、物理的空間から発想が始まった「パブリック・フォーラム」論を適用することの是非は慎重に考える必要があるように思われる。もちろん当然のことながら、こうした問題自体は、(アメリカの)パブリック・フォーラム法理の射程からは外れているし、訴訟としてとらえきること難しい。そのため、別の観点からとらえなおす必要性があるだろう。この点については、今後の検討課題としたい。

## ▶ 5 おわりに 日本型パブリック・フォーラムの可能性？

本稿は、すでに(アメリカの)パブリック・フォーラム論からは、物理的な場所という制約は失われていることを指摘したところであるが、同時にそこでもう一つ失われたものがある。それが、「肉体」である。すなわち、主なコミュニケーションのフィールドが、デジタルな仮想空間にシフトしたことで、パブリック・フォーラム論の中から「肉体」の重要性は消失しつつある<sup>53</sup>。問題はこれらが失われることにより、何か問題があるのか、

である。この点、言論（特に政治的言論）から「リアル（＝皮膚感覚）」が消失しつつあるのではないかと、という視点を、社会学者の佐藤信が、60年代～70年代の日本における学生運動（安保闘争）を素材として、見事に抉り出している<sup>54</sup>。

「現代において、（ネットを含む）情報の海の中から人が『個』を特定していくためには、ぼくらは他者と自己とを区別し、同時に他者を理解するチャンネルとしての皮膚を認識する必要がある」<sup>55</sup>  
「つまるところ、手触り感のある政治、リアルな政治、それが新しい政治の姿になっていくのではないか（略）。つまり、その政治に触れることがすなわち『公』の『ざわめき』に触れることであり、それすなわち他者との間の皮膚を意識するということであり、それが自らの生の実感としての『リアル』につながるという、そんな政治のあり方がありえるのではないかと思うのだ」<sup>56</sup>。

ここで佐藤のいう「リアル」とは、ある種、市民として「政治」に向き合い、（自分たちが変えた政治の結果を「個人」として引き受けるという）「責任」を負うという実感覚として描かれている。ここで描写された問題系が、憲「法学」にどのような示唆を与えるかという点についてはより綿密な検討が必要となるだろうが、アメリカの憲法論者の中にも SNS やインターネットを評価する際に持ち出すアラブの春、ジャスミン「革命」（わが国でいえば SEALDs の活動もだろうか）<sup>57</sup> が、アルゴリズムにより設計された仮想空間でのつながりと動員をきっかけにしつつも、最後はそうしたアルゴリズムから「解放」された路上において生身の身体をさらすに至ったことに、着目する必要があると考えられる。憲法が、（特に表現の自由のなかで）私たちの「肉体」をどのように位置づけていくのかについては、現代において引き続き検討していく価値がある。この点、我が国において伊藤正己を祖として展開されてきたパブリック・フォーラム論<sup>58</sup> は、いまだ metaphysical の領域には達するかは保留されており、「肉体的」言論活動の文脈において活用される可能性を残している<sup>59</sup>。本稿が扱ってきた公職者による政治マーケティングへのカウンターとして、政治アクターの SNS アカウントにアクセスし、直接請願する権利と同時並行で、日本型パブリック・フォーラム論がその特質を生かし、「リアル」な言論活動を擁護することもまた重要となるかもしれない。

## ●付記

本稿は、関西大学の2019年度特別奨励研究費「政治における SNS 利活用を巡る諸問題について」による助成を受けている。また本稿の内容は、2019年3月30日に同志社大学今出川キャンパスにおいて開催された関西憲法判例研究会において、執筆者が報告した「政治家の SNS はパブリック・フォーラムか？ ソーシャルメディアとデモクラシーの関係を考える」に加筆修正を加えたものになる。研究会では、諸先生方から数多くの、そして非常に貴重なご示唆をいただいた。この場を借りてお礼申し上げたい。また、執筆者の現本務校である関西大学社会学部メディア専攻の大学院における合同演習においても、報告の機会をいただいた。この際にも、同僚の先生方、そして院生の方々より、法学とは異なる社会学からの観点での大変貴重な指摘をいくつもいただいた。こちらについても、この場を借りてお礼申し上げたい。

## ●注

1. 総務省『平成30年版情報通信白書』159頁。
2. 「橋下徹「ツイッターは『正しい炎上』を目指せ」 AERA.dot (2018年10月11日) at <https://dot.asahi.com/dot/2018100900067.html> (最終アクセス日 2020.03.01)。
3. 460 U.S. 37 (1983)。
4. パブリックフォーラム論に関する説明としては、樋口範雄『アメリカ憲法』（弘文堂、2011年）402-410頁、中林暁生「パブリック・フォーラム」駒村・鈴木編著『表現の自由 I 状況へ』（尚学社、2011年）所収 205-

- 207 頁, 横大道聡『現代国家における表現の自由 言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制』(弘文堂, 2013年) 140-143 頁を参照。
5. *Walker v. Tex. Div., Sons of Confederate Veterans, Inc.*, 135 S. Ct. 2239, 2250, 192 L. Ed. 2d 274 (2015).
  6. *Matal v. Tam*, 137 S. Ct. 1744, 1760, 198 L. Ed. 2d 366 (2017).
  7. 302 F. Supp. 3d 541 (2017).
  8. *Id.* at 550.
  9. *Id.* at 550-551.
  10. *Id.* at 551-552.
  11. *Id.* at 552.
  12. *Id.* at 552-553.
  13. *Id.* at 555-564.
  14. *Id.* at 564.
  15. *Id.* at 564-565.
  16. *Id.* at 565-566.
  17. *Id.* at 566-567.
  18. *Id.* at 570.
  19. *Id.* at 571-573.
  20. *Id.* at 574.
  21. *Id.* at 575.
  22. *Id.* at 575-577.
  23. なお近時に, 本件の控訴審である第二巡回区連邦控訴裁判所において, *Knight First Amendment Inst. at Columbia Univ. v. Trump*, 928 F.3d 226 (2019) が下されている。本判決は, 基本的に下級審での判決を是認したものと考えられる。
  24. 前掲注・樋口 403 頁。
  25. See, Steven G. Gey, *Reopening the Public Forum - From Sidewalks to Cyberspace*, 58 Ohio St. L.J. 1535, 1611, 1618-1619 (1998). 我が国における研究としては, 平地秀哉「サイバースペース・公共圏・表現の自由 (二・完)」*國學院法学*第 45 卷第 2 号 (2007 年) 15 頁以下を参照。
  26. *Rosenberger v. Rector & Visitors of the Univ. of Va.*, 515 U.S. 819, 830-831 (1995).
  27. *Davison v. Plowman*, 2017 U.S. Dist. LEXIS 4348 at 9-10 (E.D. Va. Jan. 10, 2017).
  28. 137 S. Ct. 1730 (2017). 本判決については拙稿も参照。
  29. *Id.* at 1735.
  30. *Id.*
  31. *Id.* at 1737.
  32. *Id.*
  33. この点については, 拙稿「ネットワークにつながる自由とプレス自由の『共存』」*メディア・コミュニケーション* No.68 (2018 年) 35-36 頁を参照。
  34. Clay Calvert, *Beyond Headlines & Holdings: Exploring Some less Obvious Ramifications of the Supreme Court's 2017 Free-Speech Rulings*, 26 Wm. & Mary Bill Rts. J. 899, 925 (2018).
  35. 西田亮介『メディアと自民党』(角川新書, 2015 年), 西田亮介『マーケティング化する民主主義』(イースト新書, 2016 年) を参照。
  36. ジェイミー・パートレット (秋山勝訳)『操られる民主主義 デジタルテクノロジーはいかにして社会を破壊するか』(草思社, 2018 年) 79-82 頁。
  37. 前掲注・パートレット 84-85 頁。そして, 当該モデルをベースに, 有権者の中からフォードを購入した人物を抽出して説得可能なターゲットとして位置付け, ダイレクトメッセージなどを送るという。
  38. アメリカにおけるマイクロ・ターゲティングの政治広報への活用については, 前嶋和弘「ケンブリッジ・アナリティカ社問題, その根深い闇 フェイスブックの大量個人情報に政治広告に利用, SNS 利用した選挙戦が米では常態化」*Web 論座* 2018 年 5 月 17 日 at <https://webronza.asahi.com/politics/articles/2018051500002.html> (最終アクセス日 2020.03.01) を参照。
  39. 実際, オバマはクルーニー邸で政治資金パーティを開催したところ, 1 枚 4 万ドルのパーティ券が 1 晩で 1500 万ドル売り上げたという。海部美知「米国大統領選に見るソーシャルとビッグデータの役割」*KDDI 総研 R&A* 2012 年 12 月号を参照。また, See, Michael Scherer, *Inside the Secret World of the Data Crunchers Who Helped Obama Win*, *TIME*, Nov. 07, 2012 at <https://swampland.time.com/2012/11/07/inside-the-secret-world-of-quants-and-data-crunchers-who-helped-obama-win/>. (最終アクセス日 2020.03.01).
  40. 前掲注・パートレット 95 頁。
  41. この点については, 前嶋和弘『アメリカ政治とメディア—「政治のインフラ」から「政治の主役」に変貌するメディア』(北樹出版, 2010 年) を参照。
  42. 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』(信山社, 2017 年) 267-268 頁を参照
  43. この点については, 拙稿「AI と民主主義」山本龍彦編著『AI と憲法』(日本経済新聞出版社, 2018 年) 所収を参照。
  44. Complaint for Injunctive and Declaratory Relief and Damages, *Laurenson v. Hogan*, No. 8:17-CV-02162-DKC (D. Md. filed August 1, 2017), complaint hosted by ACLU of Maryland.
  45. *Ovetta Wiggins, Gov. Larry Hogan sued by ACLU for deleting comments, blocking Facebook users*, August 2, 2017 *Wash Post* at <https://www.washingtonpost.com/local/md-politics/md-aclu-sues-governor-for-deleting>

- comments-and-blocking-facebook-users/2017/08/01/9723d4a6-76d8-11e7-9eac-d56bd5568db8\_story.html (最終アクセス日 2020.03.01).
46. 各国の電子請願制度と我が国の請願権 (憲法 16 条, 請願法, 国会法 etc) については, 田中嘉彦「請願制度の今日的意義と改革動向」レファレンス 2006 年 6 月 66 頁以下を参照。
  47. 227 F. Supp. 3d 605, 612 (E.D. Va. 2017).
  48. 田中辰雄・山口真一『ネット炎上の研究』(勁草書房, 2016 年)を参照。
  49. 表現の自由と「媒介者」の問題については, 成原慧『表現の自由とアーキテクチャ』(勁草書房, 2016 年)を参照。
  50. See, Bryan C. Siddique, *Tweets that Break the Law: How the President's RealDonaldTrump Twitter Account is a Public Forum His Use of Twitter Violates the First Amendment and the President Records Act*, 42 Nova L. Rev. 317, 350 (2018).
  51. 302 F. Supp. 3d at 562-564.
  52. もっとも Facebook, Twitter などそれぞれの企業の「方針」によってこれらアルゴリズムの内実には差がある。ただしここで重要なのは, UI 上に何が表示され, 何が表示されないかを決定づけるアルゴリズム形成を, SNS 企業 (のエンジニア集団) が握っているという点にある。
  53. 同様の指摘として山本龍彦「『身体の自由』のゆくえ:〈サイバー/フィジカル〉が融解する世界の中で」法律時報 90 卷 12 号 (日本評論社, 2018 年) 38-44 頁。ただしこれは, 現代においてアメリカで「肉体」を前提とするリアルワールドでの集会などの保護が弱まることを意味しない。
  54. 佐藤信『60 年代のリアル』(ミネルヴァ書房, 2011 年)。同書については, 法学セミナー誌上で, 巻頭言として取り上げる機会をいただいた。
  55. 前掲注・佐藤 158 頁
  56. 前掲注・佐藤 162 頁
  57. 典型例として, See, Jack M. Balkin, *The First Amendment is an Information Policy*, 41 Hofstra L. Rev. 1 (2012).
  58. 吉祥寺駅事件判決 (最判昭和 59 年 12 月 18 日刑集第 38 卷 12 号 3026 頁) における伊藤正己裁判官の補足意見, また大分県屋外広告物条例事件判決 (最判昭和 62 年 3 月 3 日刑集 第 41 卷 2 号 15 頁) における同裁判官の補足意見を参照。
  59. 同時に, 日本型パブリック・フォーラムの特徴の一つとして, 私鉄駅構内や電柱といった私有地・私有物であっても効果の及ぶものであることが指摘されている。(市川正人「自衛隊宿舎へのピラ戸別配布のための立入りと表現の自由」立命館法学 311 号 (2007 年) 8-9 頁)

## ●参考文献

- Bryan C. Siddique, *Tweets that Break the Law: How the President's RealDonaldTrump Twitter Account is a Public Forum His Use of Twitter Violates the First Amendment and the President Records Act*, 42 Nova L. Rev. 317 (2018).
- Clay Calvert, *Beyond Headlines & Holdings: Exploring Some less Obvious Ramifications of the Supreme Court's 2017 Free-Speech Rulings*, 26 Wm. & Mary Bill Rts. J. 899, 925 (2018).
- Jack M. Balkin, *The First Amendment is an Information Policy*, 41 Hofstra L. Rev. 1 (2012).
- Michael Scherer, *Inside the Secret World of the Data Crunchers Who Helped Obama Win*, TIME, Nov. 07, 2012.
- Steven G. Gey, *Reopening the Public Forum - From Sidewalks to Cyberspace*, 58 Ohio St. L.J. 1535 (1998).
- 市川正人「自衛隊宿舎へのピラ戸別配布のための立入りと表現の自由」立命館法学 311 号 (2007 年)
- 海部美知「米国大統領選に見るソーシャルとビッグデータの役割」KDDI 総研 R&A 2012 年 12 月号
- 佐藤信『60 年代のリアル』(ミネルヴァ書房, 2011 年)
- ジェイミー・パートレット (秋山勝誌)『操られる民主主義 デジタルテクノロジーはいかにして社会を破壊するか』(草思社, 2018 年)
- 総務省『平成 30 年版情報通信白書』
- 田中辰雄・山口真一『ネット炎上の研究』(勁草書房, 2016 年)
- 田中嘉彦「請願制度の今日的意義と改革動向」レファレンス 2006 年 6 月 66 頁
- 中林暁生「パブリック・フォーラム」駒村・鈴木編著『表現の自由 I 状況へ』(尚学社, 2011 年)所収
- 成原慧『表現の自由とアーキテクチャ』(勁草書房, 2016 年)
- 西田亮介『メディアと自民党』(角川新書, 2015 年)
- 西田亮介『マーケティング化する民主主義』(イースト新書, 2016 年)
- 樋口範雄『アメリカ憲法』(弘文堂, 2011 年)
- 平地秀哉「サイバースペース・公共圏・表現の自由 (二・完)」國學院法学第 45 卷第 2 号 (2007 年)
- 前嶋和弘『アメリカ政治とメディアー「政治のインフラ」から「政治の主役」に変貌するメディア』(北樹出版, 2010 年)
- 前嶋和弘「ケンブリッジ・アナリティカ社問題, その根深い闇 フェイスブックの大量個人情報政治広告に利用, SNS 利用した選挙戦が米では常態化」Web 論座 2018 年 5 月 17 日
- 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』(信山社, 2017 年)
- 山本龍彦「『身体の自由』のゆくえ:〈サイバー/フィジカル〉が融解する世界の中で」法律時報 90 卷 12 号 (日本評論社, 2018 年)
- 横大道聡『現代国家における表現の自由 言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制』(弘文堂, 2013 年)
- 「橋下徹「ツイッターは『正しい炎上』を目指せ」」AERA.dot (2018 年 10 月 11 日)



拙稿「AIと民主主義」山本龍彦編著『AIと憲法』（日本経済新聞出版社、2018年）所収

拙稿「ネットワークにつながる自由とプレスの自由の『共存』」メディア・コミュニケーション No.68（2018年）

水谷瑛嗣郎（関西大学社会学部准教授）